

① 転換制度の概要

法人諸規程 準職員取扱要領より（正規職員への登用制度）

第7条 本法人に準職員として採用された職員のうち、正規職員と同様の所定労働時間を勤務できる者で、正規職員として就業することを希望する者は、正規職員への登用制度を利用することができる。正規職員への登用に際しては、規則第5条1項に準じ、筆記試験、作文による試験、及び面接による選考により審査し、正規職員としての資格を満たしていると判断された場合に、正規職員として再雇用するものとする。

2 準職員は、採用後1年以上勤務した者とする。ただし、1年未満であっても本法人が特別の必要性を認めるときは、この限りではない。

3 本法人は、毎年12月初旬に告知し、翌年4月1日付で正規職員として登用する。

② 転換実績（各事業所の直近3事業年度）

【令和7年度】

障害者支援施設 ユーカリの里 該当者なし

障害者支援施設 あさひの家 該当者なし

障害者支援施設 ありすの杜 1名

障がい者サポートセンター なの花 該当者なし

【令和6年度】

障害者支援施設 ユーカリの里 該当者なし

障害者支援施設 あさひの家 該当者なし

障害者支援施設 ありすの杜 1名

障がい者サポートセンター なの花 該当者なし

【令和5年度】

障害者支援施設 ユーカリの里 該当者なし

障害者支援施設 あさひの家 該当者なし

障害者支援施設 ありすの杜 1名

障がい者サポートセンター なの花 該当者なし

③ 当正職員転換・直接雇用までの最短期間・正職員転換・直接雇用までの平均期間 （各事業所の直近3事業年度）

障害者支援施設 ユーカリの里 該当者なし

障害者支援施設 あさひの家 該当者なし

障害者支援施設 ありすの杜 最短の期間：10.1ヶ月・平均期間：74.7ヶ月

障がい者サポートセンター なの花 該当者なし